

# 研究活動に関わる二重投稿・不正投稿について

山 本 順 一

キーワード：二重投稿，研究論理，自己剽窃，著作権，研究活動の不正行為

わたしは、5年前の2008（平成20）年4月に本学の司書課程の専任教員として赴任してきました。このポストが経営学部配置されていたことが大きな理由かと思われませんが、資格課程の中心である教職課程の重鎮で、同じく経営学部所属の教授であられたため、竹中暉雄先生が教員選考の人事委員会の委員長を務められたのです。このときの司書課程専任教員選考については、わたし以外にも少なくない候補者がいられ、わたしよりも優れた候補者がいられたことは、その後図らずも漏洩された情報から承知できました。竹中委員長を中心とする人事委員会がわたしを評価し、採用していただいたことには、深く感謝いたしておりますし、その後も経営学部の基礎教育分野の先任教授としてご指導いただきました（先般、なにかの事情があられたことだと思いますが、「図書館戦争」というおちゃらけた映画が公開されたときに、それを観られての感想をうかがったことも思い出されます）。先生の定年退職記念号には、立場上も1本拙稿を寄せなければならないと思って、やおらパソコンにむかったのが本稿です（先生のご退職後は、教員のやりくりの上からも、これまで長く先生が学内で担当されてきた授業枠を引き継がなければならないようです）。竹中先生がご健康で、定年を迎えられたことをお慶びし、このつたない原稿をささげることになります（少し以前眼の手術をされ、‘これまで以上に世の中がよく見える’とも言われておりました。）

それでは、本文に入ります。

## 0. 本稿執筆の背景

### 0.1 独立行政法人日本原子力研究開発機構から

本稿のもとになったのは、2013年7月2日（火）の午後に茨城県東海村にある独立行政法人日本原子力研究開発機構の研究技術情報部の勉強会に講師として招かれ、「研究活動に関わる著作権と二重投稿・不正投稿について」という題でお話をする機会を得て、討論の素材を提供したところにある。日本原子力研究開発機構研究技術情報部は、多くの国内の企業や団体がその図書館や資料室といった、いわゆる専門図書館部門を縮小し続けているなかで、研究テーマの性質もあって、国内有数の専門図書館の規模を維持し続けている特異な図書館である。そこは特許権等は技術開発に関わるものとして所管外とされているが、多数の研究者、技術者に対して学術専門情報の提供とその対外的な情報発信の窓口と位置付けられていることから、研究活動の成果の公表やそれにまつわる著作権処理等の問題を取扱ってきたのである。近年、同機構に属する研究者が国内外の学術雑誌に投稿したり、学位論文を提出したりしているが、その成果物をインターネット等をも利用し広く周知し、利用してもらうためにも機構内の基準や諸手続を整える必要があり、勉強会の開催となったようである。

この勉強会に招かれるきっかけは、2013年4月末の勉強会実施の担当者からの「二重投稿について教えてください」との標題を持つメールであった。「標記の件について教えていただきたく、ご連絡を差し上げました。たとえば、ある特定個人の研究者が国内の和雑誌に投稿した論文を当該本人が英語に翻訳して（他の）雑誌に投稿した場合には二重投稿になるかと思いません。では、（日本原子力研究開発）機構が発行している研究開発報告書（JAEAレポート）<sup>1)</sup>の場合はどう解釈できるのでしょうか。日本語で刊行したJAEAレポートを①（機構の研究者である）執筆者本人が翻訳して、（あらためて別の外国語版）JAEAレポートとして刊行する場合、②（執筆者と異なる第三者である）別の機構研究者が（原著論文を書いた本人の了解を得て）、（別の言語に）翻訳しJAEAレポートとして刊行する場合（→これは実

例があります)には問題ありますでしょうか? その他、先生のご経験の中でいろんな実例をご存知かと思しますので、ご意見をいただけたらと思います」とあった。

このメールの問題提起は、同一著者が内容的に同一の論文をほぼ同時期に異なる査読付き、もしくは査読のない学術雑誌に投稿するという一般的な二重投稿、重複投稿の問題のほか、原子力の分野に限らず、日本原子力研究開発機構に勤務する研究者たちが生産している広範な研究開発の領域に関わり、いったん他の対象読者層が限られた他の専門的学術雑誌等に公表された学術成果について、機構固有の媒体である「JAEAレポート」を活用し、機構外の関係分野の研究者たちに周知、広知しようとするときの問題をも整理しようとしたものである。

## 0.2 中部圏の大学の先生から

本稿では、二重投稿の問題が噴出する、近年の研究者にとって過酷な一般的な背景に言及したうえで、与えられた上記のような課題への対応等を論じることにした。それに先立って、この日本原子力研究開発機構から相談を受ける3か月ほど前の1月初旬に、中部圏に属するある大学の中堅研究者から、「お忙しい中、また、いただいたメールでうかがうのは恐縮ですが、「自己剽窃」について理解を深めたいと思っています。すぐに思いつく文献がある、ということでしたら、お教えいただけないでしょうか」とあった。

従来、自分が新しく書いている論文のなかで、かつて自分自身が書いた論文を引用することを「自己引用」(self-citation)といい、みずから手で自分の過去の論文の被引用率を上げることにより、自分自身の研究者としての位置づけを高く見せようとしたことがかなりの程度で行われたとされてきた。この行為は決してほめられたものではない(現在ではこのような行為は被引用率計算では排除されているが、そもそもこの程度のことをしてもほんとうに素晴らしい論文の被引用率とはオーダーが画然と違うので、現実には意味がなく、むしろ自己引用の多い論文は研究者仲間に対して著者が信頼さ

れていないということを端的にあらわすものと見られている)。わたしが受けたメールのなかで‘自己剽窃’(self-plagiarism)<sup>2)</sup>とあるのは、新たな論文のなかで過去の自分の論文の一部分や抜粋を新たな論文の部品として引用し、そこに注をふって書誌事項をあげたり、引用文献にカウントしたりという自己引用とは異なる側面を持つように思われる。‘自己剽窃’というのは、特定の研究者が、時系列的にはほぼ同時期、ないしは相前後して、全体的に同一、もしくは内容的にはほぼ同じ論文を複数回にわたって投稿、提出するか、あるいは過去の自分の発表論文の30~40パーセント以上を流用した新規論文を投稿する行為<sup>3)</sup>をいうものである。自己剽窃の多くは方法や実験に関する記述だとされ、従来は問題とされることは少なかった。なかには論文の本体を構成する考察や結果も類似し、悪質な自己剽窃に該当する場合もあったとされている<sup>4)</sup>。大学等に所属する研究者等が研究業績を水増しするために(ほぼ)同一内容の論文を異なる媒体に投稿、掲載したり、あるいは外部資金を獲得した結果、一定の質と量を備えた研究成果をでっちあげざるを得ず、(やむなく)この自己剽窃を行うこともあるようである。これは、見事に本稿で取扱う‘二重投稿’に該当する。

## 1. 近年、大いに問題とされる‘二重投稿’

本稿は、二重投稿という限定されたテーマで論じることとするが、二重投稿を含む研究者の不正行為については、近年、日本においても、政府レベルで大きく意識されるまでになっており、科学技術を所管する文部科学省もまた2006(平成18)年に「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて：研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書」<sup>5)</sup>を公表している。

### 1.1 東北大学総長事件

2011年に『東北大総長おやめください：研究不正と大学の私物化』<sup>6)</sup>というセンセーショナルな書籍が出ている。この本を公刊した出版社のホームページには、「世界で最も権威ある総合学術誌『ネイチャー』(Nature)が

報じた井上総長の研究不正疑惑の全容を解明」との内容紹介<sup>7)</sup>がある。そこで指摘された事実を略述する。東北大学第20代総長を務められた、新素材「金属ガラス」研究の世界的権威である井上明久氏は、2002年に学士院賞を受賞しているが、その授賞理由とされた論文は、2000年に応用物理のアメリカの学術誌「アプライド・フィジックス・レターズ」(*Applied Physics Letters* : 略称はAppl. Phys. Lett.)に掲載されたものである。しかし、それ以前の国際会議の議事録に、同じ内容の論文がAppl. Phys. Lett. 掲載より先に投稿されていることが判明し、Appl. Phys. Lett. 編集部にて二重投稿と断定され、当該論文が取消された。また、2003年に日本の粉体粉末冶金協会の学術誌に掲載された同氏らの論文に関し、同時期にアメリカの学術誌にもほぼ同一内容の論文が掲載されていたことも判明し、後に同協会によって論文が取消された<sup>8)</sup>。この裁判沙汰になったスキャンダルは、国内に‘二重投稿’の問題を際立たせることになり、国内の関係諸学会の二重投稿への対応措置の整備を加速した。ちなみに、「東北大の前総長の論文に不正がある」と告発した教授グループに対して、「名誉を傷つけられた」として、井上前東北大学総長が損害賠償などを求め、教授グループが反訴した訴訟については、仙台地裁が8月29日に「(井上前総長らの)論文に捏造、改竄があったとはいえない」として、名誉毀損に対する慰謝料の支払いを教授グループに命じる判決を言い渡している<sup>9)</sup>。

## 1.2 学界の動きの一端

二重投稿 (duplicate publication) への対応については、国際医学雑誌編集者委員会 (ICMJJE: International Committee of Medical Journal Editors) の「生物医学雑誌に投稿されるに原稿に関する統一的な基準」<sup>10)</sup>が言及されることが多い。

日本でもうえにその動きの一端を紹介したが、学術雑誌(機関誌)を発行する個々の学会等においても、二重投稿を対象とする具体的な対応に乗り出したところが少なくない。そのひとつである(社)日本原子力学会編集委員会

は、2008（平成18）年7月25日、「論文投稿の際の著作権および二重投稿についての注意点」<sup>11)</sup>を公表しており、「同一の研究結果についての論文等（投稿中のもの、受理されたものを含む）を2つ以上の審査機関・出版社等に投稿することは「二重投稿」と見なされ、社会的に重い制裁が課せられ、社会規範上許されるものではないと述べている。この通知を公表した後、日本原子力学会の学会論文誌において二重投稿が発覚した、日本原子力学会は、2013年3月8日、あらためて編集委員会論文誌編集長名義で「論文の二重投稿について」<sup>12)</sup>と題する記事を載せ、注意喚起を図っている。その末尾に「論文投稿・校閲に関する倫理指針抜粋」をあげ、簡潔な表現で「同一の研究成果を報告した論文原稿を複数の研究誌に投稿してはならない」とする。

## 2. ‘二重投稿’現象の論理的解明

### 2.1 ‘二重投稿’概念の構造

ここであらためて、‘二重投稿’概念の論理的構造を確認しておきたい。あくまで表層的概観（表現上）にとどまるものではなく、対象となる複数の論文の内容、中身に関わるものである。①言語が同一ということではなく、他の言語に翻訳されたものも二重投稿になり得る。②他誌にすでに発表された論文、あるいは投稿中の論文と内容、結論が同一（酷似、類似）である。③先行学術雑誌掲載論文と比較して、内容と結論に新規性がない。④既存の（実験）データを利用し、既存の知見をなぞるだけで、新たな事実の確認に乏しい。⑤適切な引用処理がなされておらず、他者の業績にただ乗りするところが大きい。すなわち、それぞれの論文が、研究成果としてはほとんど同一のものとの認識が成り立ち、いたずらに重複する研究成果を捏造するだけで、第一線の研究者の振舞いとしては許されない、ということになる。この言い方で分かるように、二重投稿の反社会的性質は、学術雑誌資源の無駄遣い、原著性を尊重する学術文化への背信行為というところにある。

## 2.2 二重投稿の類型

研究倫理にもとる不正行為のひとつに、すでにふれた俗に‘パクリ’ともいわれる‘剽窃’(plagiarism)がある。辞書には、「他人の作品や論文を盗んで、自分のものとして発表すること」とある(「デジタル大辞泉」)。研究活動に限らずパクリは横行し、大学教育では、学生たちの少なくない提出レポートがそうだとされる。「剽窃という行為は、インターネットの普及とともに急激に拡大した。テキストや図表のコピー&ペーストが簡単になったからである」との当然の指摘のあと、剽窃検知ツールとしてCrossCheckを紹介する識者もいる<sup>13)</sup>。

‘剽窃’は他人の論文をそのまま、もしくは改変・利用し、そこになら見るべきオリジナリティ、付加価値が加えられていないものをいう。このとき剽窃する対象はひとつとは限らない。複数の他人の論文の一部分、断片をつなぎ合わせ利用した‘替え歌メドレー’のような論文もまた剽窃論文である。これらの単数の他人、複数の他人の著作の全部または一部をパクリ(複製利用し)、付加価値のない論文もどきは、著作権法的にみるとき、引用の法理<sup>14)</sup>を充足せず、その無断の複製利用行為は権利者から著作権侵害の追及を受ける懸念がある。他人の著作物を利用した剽窃論文の作成、公表は、そういう意味では研究倫理にもとるだけでなく違法行為といえる。

剽窃論文を学術雑誌に投稿すれば、パクられた先行する論文と表層的にも内容的にも二重投稿該当論文となることは間違いない。しかし、この場合には原論文の著者と二重投稿該当論文の著者もどきとは異なる人格(群)で、主体が相違する。

ところが、原論文の著者(の一部)と二重投稿該当論文の著者(の一部)が同一もしくは重なる場合がある。これが、実は二重投稿の多くを占める。自分(たち)が先に書いた、ないしは先に投稿した論文を、後にまたは同時に、そのまま自分(たち)が、あるいはなぞって利用し、別の学術雑誌に二重に投稿するのである。他人の論文(著作物)をパクる(剽窃する)のではなく、自分(たち)自身の論文(著作物)をパクる(剽窃する)ので、自己

剽窃 (self-plagiarism)<sup>15)</sup>と呼ばれる。インパクトファクターに優れ、高く評価される著名な学術雑誌と二番手の学術雑誌に並行して二重投稿する場合もあれば、本質的なところは異ならず新たなオリジナリティ付与とまではいえない同工異曲の論文を時間をおいて投稿する場合がある。いずれにせよ、ひとつの論文を書く時間とエネルギーで安全に査読付き論文1本を稼ごうとしたり、2本の論文に仕立て上げようというもので、‘一粒で二度おいしい’効果、研究業績の確保・水増しを狙いとしている。この場合には、自分(たち)の投稿した論文で先に学術雑誌に掲載されたものは、投稿規定にもとづき、掲載される時点で大方の場合は著作権は掲載学術雑誌側に移転されている。したがって、(結果的に)後行の論文が、掲載された自分(たち)自身の先に掲載された論文と表現物として同一、または類似している場合には、著作権者は学術雑誌側なので著作権侵害を構成する。先に掲載された論文に対して、日本法では、著作者人格権は論文執筆者側に残るので、掲載学術雑誌側は著作者人格権の制限を受け、査読をパスした論文のすがたのままでの利用が認められる。ひるがえって、一旦掲載された論文のアイデア自体(研究成果の中身)は著者(たち)が一番よく知っているので、先に掲載された論文とは別個独立の表現物として同じ内容のものを作りうる。この場合は、著作権にふれるものとはならないが、十分に二重投稿とされる余地がある。このような意味で、二重投稿は著作権法上の問題というよりも、研究倫理上の問題と見るべき部分を多く持つ。

ちなみに、学部学生等のコピー隆盛の現状に対して、自己剽窃等を取りあげた学生自身の論稿も存在する<sup>16)</sup>。

### 2.3 許される‘二重投稿’

研究者の通常の行為としては許されない‘二重投稿’であるが、正規の研究活動とはみなされず、①その論文の意義を第三者が認めて価値ある学術情報の普及を図る場合や、②ごく狭い限られた範囲での発表にとどまり、その学術的価値が十分に広まらず、それを公表としてしまつては学術的進歩に資

する共有財産とはなしえないような場合などには、形式的にはともかく、実質的には‘二重投稿’にあたらないとされる、外観的には許される二重投稿が存在する。

たとえば、①に該当する場合としては、学界では知られた学術雑誌だとしても、その学問分野の基礎的研究に依存する業界、メーカーの技術者たちにとってはなじみが薄いようなとき、国内の有力な学術性をも帯びた業界誌に（翻訳し）転載するようなケースがある。このようなときには、後に掲載する業界誌等からの適度な転載の依頼を受けてのものとなり、転載先の業界誌等にはオリジナル論文が掲載された学術雑誌の許諾を得てなされたものとのクレジットが付される。

一方、②に該当する場合としては、a. 特定の研究成果につき、学会発表をしたが、予稿集などに要旨や抄録のみを掲載したか、あるいは会場でのポスター発表にとどまるようなときには、そのような事情を本文中に明記し、具体的かつ詳細に論じた本格論文として投稿することは許容されるし、現実には広く行われているところである。また、b. 小規模なシンポジウムや研究会など、分野、興味関心を同じくする少数の聴衆に向けて話され、関係資料が極めて限られた特定の人たちだけにしか配布されなかったときには、あらためて本格公表する論文を作成し、投稿することも許容される。c. まだ出版・公表されていない学部の卒業論文、そして修士論文を学会誌等に投稿することには問題がない。修士論文に手を入れて学会発表を申込み、予稿集に数ページの要綱を載せ、さらに学会誌に投稿することは現実には広く行われている。博士論文の一部ないしはその全部についても、市販図書として出版されるだけでなく、同様なことが行われてきた。しかるに、博士論文（学位論文）については、学校教育法 104 条 1 項の規定にもとづく学位規則が 2013（平成 25）年に改正され、博士論文については従来印刷公表することとされていたが、インターネットを利用して公表することとなった<sup>17)</sup>。今後は、現在整備が進んでいる機関リポジトリを通じての公開が一般的となるように思われる。うえに形式的には‘二重投稿’であるとしても実質的には先行の発

表の影響がきわめて限られるところから許されるケースを整理したが、同様のものではあったとしても、②の a の場合をのぞき、理屈の上では全世界に公表したとの論理が適用されかねないインターネット上にアップロードしたときには大半のケースが二重投稿にあたるとの判断がされることになろう。

### 3. 哀しい二重投稿胚胎の基盤

「平成 24 年科学技術研究調査」によれば、2012（平成 24）年 3 月 31 日現在、日本には 84 万 4400 人<sup>18)</sup>の研究者がいるとされる。研究者は、大学、公的研究機関、民間の非営利団体、民間企業に広く分布している。その帰属している組織の性質により享受しうる自由度の程度には差がある。これら現在に生きる研究者は、自分自身が好きな研究をしているとはいっても決して楽な商売ではなくなってきた（これはなかば冗談ではあるが、筆者が文科系研究者になろうと思ったのは、（理不尽な組織至上と考えるであろう）上司に仕え、主体的判断を奪われ指揮命令系統に服する一般的な官民の組織に入るのが嫌だったことと、「趣味が散歩と貯金」と言ってはばかれなかった目上の先生たちがいられたからである。現状は、そのような言とは程遠い）。社会経済的な停滞から充当される研究資金は窮屈で、研究上必要な人材と施設設備など研究環境の悪化も一部では看過しがたい。一方で、産業構造の高度化、国際競争力の強化に資する研究開発活動に対する期待は大きい。

個々の研究者にかかる圧力は、フルタイムの研究職の乏しさもあって生き残りや昇進をかけた熾烈な研究競争（とくにポストク、博士後期課程満期退学院生の新規参入の苦しさは筆舌に尽くしがたい）、なかば義務的に感じられる外部資金獲得への努力、成果の内実よりも表層をカウントする感のある業績主義、必ずしも客観的で妥当とは言えないかもしれない研究開発活動に対する評価尺度を中心とする評価主義などをあげることができる。一般的な研究者はよほど図々しいか、鈍感でもなければ、神経衰弱になりそうなストレスフルな環境の中に置かれている。自分自身が専門分野としていると感じている、ごくごく限られた身の回りの超狭小な範囲であるが、特定のウェッ

トな師弟関係や兄弟弟子などの関係をのぞき（そこでも険悪な事例は少なくはないが）、研究者間の人間関係の一部に非寛容、怒りが蔓延しているような気がする。研究者にかかるストレスを構造的に増幅している数多くの要因のなかのひとつに、当該研究開発機関の内外で研究予算を査定する枢要な部署にそれぞれの研究活動の主題と内容についての門外漢である事務職員が配置され、過大な権限をもたされていることがある。日本でも、入り口だけの形式的な審査でなく、国際的な研究競争を繰り広げ、研究開発活動の中身と成果を充実させるためには、研究者としての一定の経験をもつresearch managerの育成と配置の制度化が強く望まれる。

#### 4. 二重投稿が発覚すれば

##### 4.1 二重投稿発覚と応急的対応のプロセス

一般に二重投稿は、同じ分野、対象を研究する人脈、学閥、利害関係等を異にする研究者仲間の当該学術雑誌編集委員会への通報によって発覚する<sup>19)</sup>。通報を受けた編集委員会は指摘された二重投稿の事実確認の調査に入り、本人、関係者からの意見も徴し、判定を下すことになる。二重投稿であるとの結論がでれば、本人に対して、二重投稿とされた論文の掲載取消し、一定期間の当該学術雑誌への投稿禁止が言い渡される（一般に当該学術雑誌が学協会の発行の場合には、学会員としての学会発表は可能とされる）。また、当該学術雑誌にかかわる特定の資格、権限が停止される。

ひるがえって、二重投稿との結論が出た論文を掲載した学術雑誌側にも小さな影響が出る。予見し得なかった場合にも、結果的に見破れず二重投稿を掲載してしまった事実の公表と手続的瑕疵に対するお詫びを当該学術雑誌に速やかに掲載するとともに、当該学術雑誌発行主体の運営するホームページにも同様の措置をとらねばならない。さらに、当該学問分野の研究者コミュニティの信頼を低下させた学術雑誌側は、市場の維持確保のためにも、将来に向けての信頼回復への措置をとらざるを得ない。二重投稿の再発防止のために関係規定を整備し、新たな投稿論文審査体制の検討などが行わ

れる。それまで以上に、読者の追試の検証可能性を確保したり、当該研究成果にとって不都合なデータも記載し、客観性の確保に努めることも求められる。関係手続を見直し、未整備であったときには、デフォルトは性善説の立場にたつ研究者の世界では、二重投稿でないことの署名確認書の提出を本人に求めることとなる。

主観的にはやむを得ず、あるいは哀しい未必の故意によるもの、ある場合には確信犯的に行われることもあるが、‘二重投稿をした’との烙印を押された研究者にとっては、研究者仲間を超えてのマスメディアに煽られた人たちからも<sup>ごうごう</sup>囂々の非難を浴び、みずからのレーゾンデートルであった研究者のプライドが大きく傷つき、回復不能の損害を受ける。少なくないケースで、研究者としての職場を追われ、翌日からの生活の基盤を失いかねない。他の研究倫理にもとる不正行為同様、二重投稿に対する社会的制裁は大きい。

## 4.2 (二重投稿が発覚した) 研究者を抱える研究機関において

### 4.2.1 短期的措置

二重投稿の影響は、ひとり学術雑誌発行主体の問題にとどまらない。二重投稿という研究倫理違反行為を行い、その事実を社会に向けて公表した研究者を組織の一員として抱えていた学術研究機関にとっても、社会的に大きな非難と指弾の対象となり、その権威に傷がつく。学術研究機関にとっても、所属研究者に対して、魔が差し二重投稿の誘惑に駆られないような仕組みを作る必要がある。研究機関内の個々の研究プロジェクトにつき、研究データの記録保持と厳正な取扱いに努め、研究データの捏造、改竄にとどまらず、既存研究成果の盗用、二重投稿などの不正行為を(ダブル)チェックする、二重投稿を含む不正行為検出のシステム(体制)を構築することが望まれる。研究プロジェクトの立案、ヒトの配置とカネの配分を含む具体的な研究計画の作成、その計画に従った研究活動の実施展開、学会への発表や学術雑誌への投稿など研究成果の報告と、一連の研究過程の効率的で効果的なコン

トロールが仕込まなければならない。個々の研究プロジェクト、研究者が作成する実験ノートについては、意に沿わぬ不都合なデータも記載し、第三者の追試による検証も可能とするようなものとし、なによりも当初立てた仮説に照らし否定的結果となるデータを隠匿することを禁止しなければならない。

#### 4.2.2 長期的対応

国公私の学術研究機関における研究開発活動には自然の摂理、自然法則の発見、新規性・進歩性を備えた優れた発明、新たな知見の創造など、公共性・公益性を濃厚に帯びており、固有の研究開発資金にとどまらず、多くの公的資金が投入されている。学術研究機関はみずからの権威と信頼の低下の軽減緩和という消極的な対応ではなく、積極的に社会的責務に応えるという意味でも、研究倫理にもとる不正行為の防止に向けて体制を整備しなければならない。近年、医学・生理学・薬学などの分野で多発している実験データの捏造・改竄はもとより、二重（多重）投稿とそれと密接にかかわる第三者の著作物の改竄、盗用（剽窃）、無断引用などを厳に戒める規定と仕組みを整えなければならず、適宜、関係研究者に対し研修を実施するとともに啓蒙活動を展開すべきである。

#### 5. 具体的状況を念頭に置き整理すると

先に述べたところと重複するところが少なくないが、現実の問題となりそのような具体的なケースに即して、いま一度二重投稿について検討しておきたい。

二重投稿の問題においても、これまで広く行われてきたり、現在も広く行われていることはまず問題にはならない。国内外の学会あるいは研究会に参加し、みずからの最近の研究成果を発表することは、研究者にとって、自分の存在を確認する日常的活動のひとつである。多くの場合、発表の際の便宜のために用いられる予稿集等に事前に発表内容を抄録（要約）として作成し

ている。学会や研究会での発表の反応をみて、あるいは機関誌の編集委員の勧めを得て、あらためて発表した内容を査読付き論文として投稿することがよく行われる。これまで、そして現在も広く行われているということは、そこに問題はないということを示している。ただし、投稿論文の本文中に学会・研究会で発表したとの事実を明記し、紙幅に窮屈な制限のある予稿集原稿とは異なり、当該研究の目的と過程、そして考察を追試可能なまでに具体的に記述する必要がある。その内容に研究発表の際の質疑応答、学会等の懇親会で得た批判や助言等を反映することが望まれる。ポスター発表についても、これに準じて考えればよい。

小規模で特定のテーマに特化した国際会議やシンポジウム等で発表し、その発表をまとめた会議録等に掲載された論文の内容を、あらためて一定規模の読者がついた学術雑誌に査読付き論文として投稿できるかということに関しては、それなりの条件が満たされれば許容されうる。人数が相対的に少なく限定された範囲の参加者を聴衆とする国際会議・シンポジウム等であって、作成された会議録等の配布先が限られていればまずは大丈夫である。しかし、きわめて限られた範囲でなかば閉じられた状況で開催実施された国際会議・シンポジウムであったとしても、その会議録等がインターネット上のウェブページに公開されていれば事情は激変する。抄録や要約にとどまる場合、別個の研究成果と見なしうる程度に手が加えられている場合をのぞき、二重投稿という烙印を覚悟しなければならない。

理工系の論文の多くは、日本においても英語で書かれることが多いが、その英文誌に掲載された論文と内容が（ほぼ）同じままで日本語に翻訳、または書き直して国内の学術雑誌に投稿する行為は二重投稿に該当する。論文自体の内容が（ほぼ）同じで、そこにあらたな独創的知見が加えられていなければ、学術論文としては等価で、二重投稿の責めを負わざるを得ない。

すなわち、海外の雑誌に投稿し、同誌に掲載された自分の論文を国内の雑誌に投稿することは、原則的には正当な行為としては認められない。当該国内雑誌の投稿規定、編集方針が優れた外国語論文を外国語が得意ではない当

## 研究活動に関わる二重投稿・不正投稿について

該研究分野に関心を寄せる日本人たちに読んでもらい、その優れた研究成果を共有するという公共的、学術的観点から許容していれば、二重投稿のもつ反社会性は阻却される。

確認的に言えば、国内の雑誌に掲載された自分の論文が意外に高い国内的評価を得たので、それを英訳して国外のランクの高い学術雑誌に投稿することは、そこに研究上のオリジナリティ、新規性が付加されていないわけであるから、二重投稿とされ、アウトである。逆に言うと、国内の雑誌に投稿し掲載され、国内で高い評価を得た自分の論文について、国内誌に掲載された自分自身の手になる旧稿を適切に引用しつつ、別の著作物と見なされるまでに新規性を備えるまでに手直し、書き直されていけば、その外国誌への投稿は二重投稿とはみなされない。

### 参考文献

- ・医学雑誌編集者国際委員会「生物医学雑誌への統一投稿規定：生物医学研究論文の執筆および編集（2010年4月改訂版）」  
<[http://www.med.nihon-u.ac.jp/library/uniform\\_requirements\\_2010.pdf](http://www.med.nihon-u.ac.jp/library/uniform_requirements_2010.pdf)>
- ・「研究活動の不正行為への対応について」（文部科学省通知平 18.8.31）
- ・「研究者の公正な研究活動に関する調査検討委員会報告書」（同委員会，2012.1.24）.  
<[http://www.tohoku.ac.jp/japanese/newimg/pressimg/press\\_20120124\\_01\\_1.pdf](http://www.tohoku.ac.jp/japanese/newimg/pressimg/press_20120124_01_1.pdf)>
- ・名和小太郎「剽窃の自動検出」情報管理 53（8）pp. 465-466.
- ・松澤孝明「わが国における研究不正：公開情報によるマクロ分析（1）（2）」情報管理 56（3）（2013.6）pp. 156-165, 56（4）（2013.7）pp. 222-235.

\* 本稿にあげたウェブページのURLについては、2013年9月20日にアクセスをして確認されたものである。

注

- 1) JAEAレポートを含め日本原子力研究開発機構の研究開発成果は、広くインターネット上にも公開されている。<<http://jolisfukyu.tokai-sc.jaea.go.jp/ird/>>
- 2) ‘自己盗作’ ‘自己盗用’ とも呼ばれる。
- 3) 日本機械学会論文編修委員会ニュース<[http://www.jsme.or.jp/publish/ronbun/news/A\\_201301-78.html](http://www.jsme.or.jp/publish/ronbun/news/A_201301-78.html)>
- 4) 日本機械学会論文編修委員会ニュース<[http://www.jsme.or.jp/publish/ronbun/news/A\\_201301-78.html](http://www.jsme.or.jp/publish/ronbun/news/A_201301-78.html)>  
この文献には、「複数の文献からの表現の切り貼りや図表の剽窃」を内容とする‘パッチワーク’ という行為類型も紹介されている。
- 5) 研究活動の不正行為に関する特別委員会「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて：研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書」（2006. 8）.  
<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu\\_12/houkoku/06082316.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu_12/houkoku/06082316.htm)>
- 6) 日野秀逸, 高橋禮二郎, 松井恵, 大村泉（共著）『東北大総長おやめください：研究不正と大学の私物化』社会評論社, 2011.
- 7) <[http://www.shahyo.com/mokuroku/education/university/ISBN\\_978-4-7845-1481-6.php](http://www.shahyo.com/mokuroku/education/university/ISBN_978-4-7845-1481-6.php)>
- 8) ウィキペディアの「井上明久」の項目などを参照。
- 9) STI Updates学術情報流通ニュース「東北大前総長論文不正訴訟, 名誉毀損で告発教授らに賠償命令（記事紹介）」(2013. 9. 3).  
<<http://johokanri.jp/stiupdates/policy/2013/09/008925.html>>
- 10) <[http://www.icmje.org/publishing\\_4\\_overlap.html](http://www.icmje.org/publishing_4_overlap.html)>
- 11) <[http://www.aesj.or.jp/publication/080725\\_notice\\_copyright\\_etc.html](http://www.aesj.or.jp/publication/080725_notice_copyright_etc.html)>
- 12) <[http://www.aesj.or.jp/publication/duplicatepublication\\_130308.pdf](http://www.aesj.or.jp/publication/duplicatepublication_130308.pdf)>
- 13) 名和小太郎「剽窃の自動検出」情報管理vol. 53 no. 8, p. 465
- 14) 著作権法 32 条 1 項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない」と定める。
- 15) 東京大学大学院情報理工学研究科「科学研究ガイドライン」（2011. 3）というリーフレットにも、裏面に自己剽窃を戒める旨を記している。  
<[http://www.iu-tokyo.ac.jp/edu/others/pdf/guideline\\_ja.pdf](http://www.iu-tokyo.ac.jp/edu/others/pdf/guideline_ja.pdf)>
- 16) 奥田ゆかり（名古屋大学経済学部）「レポートの丸写しと大学生の意識」（2008 年度名古屋大学学生論文コンテスト優秀賞（附属図書館館長賞）受賞作品）。

## 研究活動に関わる二重投稿・不正投稿について

- <<http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/bitstream/2237/11323/1/2008%E3%80%80%E5%A5%A5%E7%94%B0%20%E3%82%86%E3%81%8B%E3%82%8A.pdf>>
- 17) <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm)>
- 18) 総務省統計局「統計でみる日本の科学技術研究総括編その4」  
<<http://www.stat.go.jp/data/kagaku/pamphlet/s-04.htm>>
- 19) 文部科学省の競争的資金に係る研究活動の不正行為および研究費の不正使用・不正受給に関する告発受付窓口については、研究振興局振興企画課競争的資金調整室とされている。<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/fusei/](http://www.mext.go.jp/b_menu/fusei/)>

# On Duplicate and Unfair Publications Related to Research Activities

YAMAMOTO Jun-ichi

In recent years, the Japanese academic world has been at a loss to cope with duplicate publications in scholarly journals. This article shows the backgrounds that may tend to produce to duplicate publications, and the present situations that scientific societies in Japan are wrestling with. Second, the author considers the conceptual structure of duplicate publications, and their legal meaning relating to copyright. Third, this paper tells R&D institutions how to prevent the duplication of publications by hired researchers. Finally, the author presents concrete examples relating to duplicate publications, and indicates which cases fall into the category of improper publications.